**保育認定における就労時間の下限の設定の見直しについて**

**１．経緯と現状**

◇平成２７年４月１日から開始された「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は、保護者の申請を受けて支給認定を行うこととなり、保護者の就労を理由とする保育の支給認定（いわゆる２号認定または３号認定）の申請については、保護者の就労時間の状況を踏まえて認定の可否を判断している。

◇就労時間の下限の設定について、国は、「月４８時間から６４時間の範囲で、市町村が地域の実情等を考慮して定める」とし、さらに、「平成２７年度から最大１０年間は、市町村が独自に定めることができる」と経過措置を設けた。

◇上記の経過措置を踏まえ、本市は、平成２６年度第２回阪南市子ども・子育て会議（平成２６年７月３０日開催）での審議を経て、就労時間の下限を月８０時間（ただし、週４日以上かつ１日５時間以上または週５日以上かつ１日４時間以上）に設定し、現在に至っている。

**２．近隣市町の状況（平成３０年１０月１日時点）**

|  |  |
| --- | --- |
| 市町名 | 就労の下限（月） |
| 岸和田市、貝塚市、熊取町、  泉佐野市、田尻町、泉南市、岬町 | ６４時間 |
| 岬町 | ４８時間 |
| 阪南市 | ８０時間 |

**３．本市の課題・問題点**

・経過措置後は、国の基準と一致しない。

・多様化する就労形態に対応しにくい。

・求職活動の選択肢が減る。

・保育施設の入所（園）のハードルが高い。

**４．就労の下限の設定の見直しについて（案）**

就労の下限：月６４時間（平成３１年４月１日より）

**５．子ども・子育て支援法施行規則（抜粋）**

第１条　子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第１９条第１項第２号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

　（１）１月において、４８時間から６４時間までの範囲内で月を単位に市町村(特別区を含む。以下同じ。)が定める時間以上労働することを常態とすること。

附　則

第２条　施行日から起算して１０年を経過する日までの間は、第１条第１号の規定の適用については、同号中「４８時間から６４時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。